

2025年(令和7)年5月7日

株式会社和漢

代表取締役 上田 健太郎 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司

申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、研究を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

先日は、当会からの2024年11月14日付「お問合せ」に対し、2024年12月3日付「お問い合わせに関して」をいただき、誠にありがとうございました。

貴社が下記①から⑤のEC販売サイト「和漢の森」で販売されている「スルフォラファン&ギャバの恵み」(以下「本件製品」という。)の広告表示について、下記のとおり申し入れいたします。

つきましては、2025年5月28日までに、本申入書に対する回答を書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社が使用するEC販売サイトの以下の表示について、使用を停止すること、又は、適切な内容に修正すること、を求めます。

対象となる販売サイトのURL

- ① 和漢の森 <https://www.wakan.shop/product/sulforaphane/>
- ② 「スルフォラファン&ギャバの恵み」公式サイト

https://www.wakan.shop/lp/surufora/cpc_kn_02.html?sf_me=cpc&sf_so=yahoo&sf_op=in&sf_ca=brand&sf_ta=kn&sf_cv=&utm_medium=cpc&utm_source=yahoo&utm_campaign=brand&yclid=YSS.1001290585.EAIaIQobChMI6KiUp4iaiAMVLg17Bx1AwhIiEAAYAAEgKjbFD_BwE

③ 株式会社 arealize が運営しているサイト

emotional-news-lab.com/ab/yda_sf-g_rm_01?sf_me=agdis&sf_so=yahoo&sf_op=area&sf_ca=DN&sf_ta=kn&sf_cv=&utm_medium=agdis&utm_source=yahoo&utm_campaign=DN%3Futm_creative%3Drm_300_sf-g_09_3&yclid=YJAD.1724929898.A2pX0GYAACINEfHF8dvrTfmizcw6CJFTcLyip0brNSi3H_5fegxYaaFsFlnsJJ5fILSvJ8eK3DhGT4-1ZLA9DCwWDCHt1MV0aHUXhKAyx5kP36Ye5cdp0RsEKeqgV2H1URGftG5v2k459VGI6MkUBU1yE41HwVmI8RqefZ48fAzXzZPyEG4aRtXM8QNzB_rAYw&yj_r=42&sb_article_uid=THmdtYkZQyhLkIbfGRg&sb_tu_id=6c7dca0c-1b1c-42c4-9f1c-ec2e170226ad

④

sb.kampo-media.com/ab/ydn_kn_01?yclid=YJAD.1740112443.AzsCuGcAA06TtbSQqRB-mN1a41Q50mVKNLkzDd9HxhrrPSEjvs8YY-DQVFZQ_AFCYVG17C4J6shoTI98U-Rvzdmke1H727mjJNLMyaoudlfW5fyQJciRr8fyFsusZCP5TPs73m8ELODnf0AmnzbBZH725ZSqUEIa8UkaDg4JD0i6tRJUEbt8ja7op5ulBskLw&yj_r=68

⑤

https://www.wakan.shop/lp/surufora/dis_kk_01.html?open=auto&sf_me=dis&sf_so=smart&sf_op=in&sf_ca=general&sf_ta=kn&sf_cv=&utm_medium=dis&utm_source=smart&utm_campaign=general&sb_tracking=true&yclid=YJAD.1740112443.AzsCuGcAA06TtbSQqRB-mN1a41Q50mVKNLkzDd9HxhrrPSEjvs8YY-DQVFZQ_AFCYVG17C4J6shoTI98U-Rvzdmke1H727mjJNLMyaoudlfW5fyQJciRr8fyFsusZCP5TPs73m8ELODnf0AmnzbBZH725ZSqUEIa8UkaDg4JD0i6tRJUEbt8ja7op5ulBskLw&yj_r=68&squadbeyond_uid=aaba0659-9319-405e-bfcd-077d6fadd6ef&sb_article_uid=PTn0raYU-SaGiAdZfQ

広告の表示

- (1) ①記載「血中ALT値（肝臓の健康状態を示すマーカー）を下げる※1」
「※1 健康な中高齢者の健常域でやや高めの方」
- (2) ①記載 商品パッケージ（写真）の左側「肝機能数値※の対策に」
- (3) ①記載 商品パッケージ（写真）の左側「※肝機能数値を下げるのをサポート」
- (4) ①記載「こんな方におすすめ ※肝機能の数値が気になっている方」
- (5) ①記載「活性酸素が増加することで肝細胞が破壊され、ALTが血中に流れ出します。」
- (6) ①記載「肝臓をダメージから守るため、活性酸素を減らしALT値を下げるの

に役立つ成分が必要です。」

- (7) ①記載「スルフォラファンの抗酸化力で肝細胞を守ります。」
- (8) ①記載「肝細胞を守ることで※肝機能数値が低下！」
- (9) ②記載「肝機能数値※が気になる方へ」
- (10) ②記載「こんな方におすすめ ※肝機能の数値が気になる」
- (11) ②記載「肝機能数値（ALT値）を下げるのをサポート※1」
- (12) ②記載「※肝機能数値を放っておくと」
- (13) ②記載「50代、60代の5人に2人がALT値ー肝機能数値がやや高め」
- (14) ②記載「男性の5人に2人が肝機能数値ーALT値ーがやや高めの状態！」
- (15) ②記載「非常に多くの中高齢男性が気づかないうちにやや高めの肝機能数値ーALT値ーに悩まされています。」
- (16) ③記載「カンタン肝機能対策」
- (17) ③記載「成功者が続出中！！」
- (18) ④記載「多くの方が見事に成功」
- (19) ⑤記載「これであなたも肝壁」

第2 申入れの理由

1 景品表示法第5条第1号では、事業者は、自己の供給する商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示を、不当な表示として禁止しています（優良誤認表示の禁止）。

2 第1の（1）「血中ALT値（肝臓の健康状態を示すマーカー）を下げる※1」、（2）「肝機能数値※の対策に」、（3）「※肝機能数値を下げるのをサポート」、（4）「こんな方におすすめ ※肝機能の数値が気になっている方」、（8）「肝細胞を守ることで※肝機能数値が低下！」、（9）②記載「肝機能数値※が気になる方へ」、（10）②記載「こんな方におすすめ ※肝機能の数値が気になる」、（11）②記載「肝機能数値（ALT値）を下げるのをサポート※1」、（12）②記載「※肝機能数値を放っておくと」、（16）③記載「カンタン肝機能対策」について

これらの表示には注釈として「※健康な中高齢者の健常域でやや高めの方」、「※健康な中高齢者の健常域でやや高めの血中ALT値」と記載されております。

当会から貴社に対し、「健康な中高齢者」の定義や「健常域」の定義について問い合わせしたところ、貴社から「年齢：採用文献中に解析対象者の年齢で、壮年（30～44歳）と『中高年』（45～64歳）に層別とあります。肝機能マーカーの『健常域』は、ALT≤30かつAST≤30かつγ-GTP≤50に該当します。こちらは採用論文内で記載がされており、公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会で設定されている判定区分になります。」と回答いただきました。

しかしながら、一般消費者は、「※健康な中高齢者の健常域でやや高めの方」という表示から、貴社のいう対象年齢や健常域の数値を解することは困難であると思料されます。

また、肝機能数値の注釈として、肝機能数値を測る指標の一つであるALTを指すことを表示しており、打消し表示と考えられます。

しかしながら、貴社の広告表示では、打消し表示が強調表示から離れた場所に表示されていること、文字が小さいことから、一般消費者は打消し表示を正しく認識できないと考えられます。そのため、「血中ALT値を下げる」、「肝機能の数値を下げる」が強調され、一般消費者は、本件製品を取り入れることで、肝機能数値が改善すると誤認すると考えられるため、景品表示法第5条第1号の優良誤認表示に該当すると思料いたします。

3 第1の(5)「活性酸素が増加することで肝細胞が破壊され、ALTが血中に流れ出します。」、(6)「肝臓をダメージから守るため、活性酸素を減らしALT値を下げるのに役立つ成分が必要です。」について

当会から貴社に対する、「活性酸素が増加する他にALTの値が上がる要因について考えられるか。」という問い合わせについて、貴社は、「ALT値が上がる要因は複数考えられる。届出番号H663の別紙様式(V)-4(1)論拠(#3)に記載の通り、ALT値が上がる要因は、脂肪の過剰摂取やそれによる脂肪肝や高トリグリセリド血症などが挙げられます。ALTが20以上30以下であれば脂肪肝予備軍とも言われておりますが、脂肪肝の予備軍の段階でALT値が上昇することが考えられます。」とのことでした。

貴社の回答のとおり、ALT値が上がる要因については複数考えられますが、貴社の広告表示から、一般消費者は、ALT値の上昇の要因は、単に活性酸素増加によるもので、本件製品を取り入れることによってALT値が改善されると誤認されると考えられますので、景品表示法第5条第1号の優良誤認表示に該当すると思料いたします。

4 第1の(7)「スルフォラファンの抗酸化力で肝細胞を守ります。」、(8)「肝細胞を守ることで※肝機能数値が低下!」について

当会から貴社に対する、「スルフォラファンに抗酸化力はあるのでしょうか。」という問い合わせについて、貴社は、「別紙様式(VII)-1の記載の通り、急激な酸化障害による劇症肝炎様症状を呈する四塩化炭素肝炎モデルマウスに、スルフォラファンを投与することにより、肝解毒酵素P450-2E1に影響を及ぼすことなく肝炎症状やALTを改善することが報告されています。これにはNrf2-ARE経路が関与していることが示されており、抗酸化酵素等の発現を誘導します。より生化学に忠実な記載をすると

なると、『スルフォラファンにより肝細胞の抗酸化力が高まる』となりますが、一般消費者に分かりやすい表現として『スルフォラファンの抗酸化力で肝細胞を守ります。』という表現としております。』と回答いただきました。

しかしながら、一般消費者は、貴社の広告表示である「抗酸化力で肝細胞を守る」から本件製品を取り入れることによって、「抗酸化力が高まる」のではなく「肝細胞が守られる」と誤認されると考えられますので、景品表示法第5条第1号の優良誤認表示に該当すると思料いたします。

5 第1の(13)「50代、60代の5人に2人がALT値ー肝機能数値がやや高め」、(14)「男性の5人に2人が肝機能数値ーALT値ーがやや高めの状態!」、(15)「非常に多くの中高齢男性が気づかないうちにやや高めの肝機能数値ーALT値ーに悩まされています。」について

当会からの「具体的な多くの中高齢男性が悩まれていることについて根拠」についての問い合わせに対し、貴社から「令和元年『国民健康・栄養調査報告』の第45表の1 ALT (GPT) の分布において、50-59歳60-69歳の集計対象者378人に対して、やや高めのALT値(30U/L $\geq$ 20U/L)の人数が136人となっています。したがって、集計対象者のうちやや高めのALT値の割合が約36%となるため、男性の約5人の2人といえます。」と回答いただきました。

しかしながら、約36%の中高齢男性が「悩まれている」根拠にはならないと思料いたします。

6 第1の(17)(18)の「成功」について

当会からの『『成功』とは何を指すのか』についての問い合わせに対し、貴社は「弊社ではコールセンターを自社で内製化しており、お客様から直接、嬉しいお言葉をいただく機会が多いため、『お客様が健康な習慣を身につけたこと』を『成功』と定義しております。」とのご回答をいただきました。

しかしながら、貴社の広告表示を拝見させていただきますと、「このとおり成功してしまった!」と定期健康診断の総合判定がAである写真や、「多くの方が見事に成功」と肝機能の項目の右側のAに赤いマルで印がある写真が貼付されており、一般消費者は、貴社の表示から、貴社の言う「お客様が健康な習慣を身につけたこと」を「成功」とは捉えず、健康診断等でA判定がもらえることを「成功」と誤認されると考えられますので、景品表示法第5条第1号の優良誤認表示に該当すると思料いたします。

7 第1の(19)⑤記載「これであなたも肝壁」

一般消費者は、本製品を取り入れると「肝臓が完璧になる」効果が得られると誤認されると考えられますので、景品表示法第5条第1号の優良誤認表示に該当すると思

料いたします。

8 以上のとおりですので、第1申入れの趣旨のとおり、申し入れいたします。

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444